東郷村報
第122号
昭和36年12月15日
発行所
宮崎県東臼杵郡
東郷村役場

第十四回 文化祭報告書

第十四回文化祭が盛会裡に終了いたしましたことは、これ全く村民の皆様が、公民館を中心に御協力下さいました賜でありまして、深謝申します。

特に各学校を文化祭行事のために提供していただき、また、体育行事や作品展にも参加していただき、その他一般村民の体育行事の指導にまで当つて下さいましたことは、感謝の外なく、警察の方や農協の方々の絶大なる御協力に対しましても只々感激そのものであります。本村最高最美の行事である文化祭の了りますに当り厚く御礼申します。

部落文化祭綜合審査

各公民館分館の主催されました部落文化祭の綜合審査の御報告を申上げます。今年は春の霜害に重ねて数回に渉る台風殊に十月の集中豪雨に非常な災害を受けまして農産品の出品にはまことに御困りになつたことと存じます。又農業の経営上にも経済的にも幾多の困難があつたと思います。審査に当りましては其れらの困難を乗り切つての文化活動や生産品、手芸品、農業経営改善のための諸行事等を感激の中に拝見さして戴いたわけであります。審査の眼目と致しましては村が打出して居ります、本村の中心施策である畜産と果樹を主軸とした農業経営の確立、林業の振興、農業経営の合理化、生活の改善等、本村文化の向上をねらつた考え方を基礎として行つたわけであります。各公民館とも農産品には向上の色は見出すことは出来ませんでしたが、所得の増加をねらつた経営への意慾が現われて来たことは好ましいことであります。例えば各部落に畜産品評会の開催、多収穫品評会の開催、部落内経済内容の実態調査等が図表等に表わされていたことであります。又手芸に致しましても芸術的色彩から実用的な手芸に移行しつつ変つて来たことも時勢感覚の現われかと存じます。尚体位向上と親睦ゆう和のために諸運動会、競技会の開催が各部落に取り入れられ村を上げての行事となつて来たことは特に喜ばしく感じます。立派な分館活動になお慾を申上げますならば文化祭場に出品物と共に色々な行事や、部落や公民館が行つたすべての行事成績を図表等で表わし公民館をまとまつた立派な祭場として施設して戴きたいと思います。御奮斗された分館の中から優秀賞分館として2分館、優良賞4分館を御推せん申上げました后刻表彰あることと存じます。まことに言葉たらずで要を得ませんでしたが以上で報告を終ります。

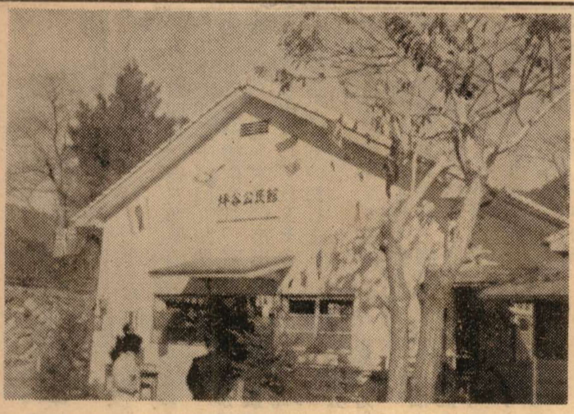

本村第一をほこる坪谷公民館が竣工しました。工費 250万円をかけた立派なものです。この公民館を中心に坪谷地区の今後の発展が期待されます。

昭和三十五年度 優良健康家庭表彰者

地区	氏名
寺迫	鶴田安治
〃	高瀬秋三
〃	黒木一二
〃	橋口渡
〃	黒木和市
〃	植野モヨカ
〃	黒木和弥
〃	志田春松
〃	高野専市
〃	橋口和一
福瀬	直野ユキエ
〃	鈴木盤
〃	田中二吉
〃	田中清
〃	小林チドリ
〃	黒木弥十郎
〃	川越松治
〃	長地タマ
〃	海野篤
〃	高尾喜平
〃	高尾友治
小野田	黒木サカ
〃	長田民五郎
〃	鈴木キクエ
〃	寺原セン
〃	平野ハツ子
〃	田中綾子
追の内	池田為市
八重原	富高八十
〃	河野利市
田野	稲田キクエ
羽坂	山本勘助
坪谷	那須節義
〃	矢野昇
〃	矢野ミサオ
〃	矢野清水
〃	矢野初栄
仲深	高見見夫
越表	橋口勝己
〃	菊地進

地区	氏名
越表	中森昇
〃	江川豊二
〃	藤本清一
〃	河野伝
〃	染矢太作
〃	明比林治
〃	大木フジ子
〃	山里修吉
〃	石田辰雄
〃	山崎義元
〃	上原通義
〃	佐々木ハルエ
下渡川	山床道太郎
〃	甲斐藤男

表彰者

文化祭
優秀　仲深、迫野内公民館
優良　坪谷、羽坂、八重原公民館

教育功労者
浜本東海夫（東小）　上園美智子（福小）　矢野フジエ（坪小）　長渡ヨシ子（寺小）

社会教育功労者
三浦治郎吉、塩月みどり

善行児童
黒木八千代（東小）　佐藤和子（東小）

優良グループ
尾鈴研農グループ（坪谷）
下村畜産グループ（福瀬）

赤ちやんコンクール
一位　都甲裕次（小野田）　黒木真紀代（仲深）
二位　松尾大志（迫野内）　黒田郷子（小野田）
三位　高見保生（仲深）　橋口富美江（寺迫）

木炭
優等　鶴田美好（迫野内）　黒木実（福瀬）
一等　黒木国作（迫野内）　歌津博（迫野内）　糸平明（福瀬）
二等　寺田隆（仲深）　佐藤惣吉（迫野内）　酒井兼吉（仲深）　平野梅治（福瀬）

畜産
優等　今村重信（鶴野内）
一等　寺田万次郎（羽坂）　佐藤新市（迫野内）
二等　黒木万（迫野内）　平塚宇太郎（坪谷）　奈須松太郎（羽坂）　三浦旭（仲深）　松尾丑男（迫野内）

青年駅伝
優勝　迫野内チーム
二位　仲深チーム
三位　越表チーム

中にありて黄菊は霜に強からし
さかり過ぐと小菊のはたけに　牧水

中学生ロードレース
一位　東郷チーム
二位　越表チーム
三位　坪谷チーム
（個人）
一位　藤本典男（越表）
二位　甲斐新三郎（東郷）
三位　前田光義（東郷）
四位　三浦孝司（坪谷）
五位　浜地喜美男（東郷）

小学ソフトボール
優勝　東小Aチーム
準優勝　東小Bチーム

珠算　小学校
（団体）
一位　坪谷小Aチーム
二位　寺迫小Aチーム
三位　東郷小Aチーム
（個人）
一位　奈須美鈴（坪小）
二位　中野定司（坪小）
三位　三浦喜和美（坪小）

中学校
（団体）
一位　東郷中Aチーム
二位　〃　Cチーム
三位　〃　Dチーム
（個人）
一位　山田栄子（東中）
二位　田中美津子（東中）
三位　初田幸子（東中）

年令別継走
男子
優勝　鶴野内チーム
二位　羽坂チーム
三位　仲深チーム
女子
優勝　鶴野内チーム
二位　八重原チーム
三位　仲深チーム

一般排球
男子
優勝　迫野内チーム
二位　坪谷チーム
三位　鶴野内チーム
女子
優勝　坪谷チーム
二位　迫野内チーム
三位　東郷中Aチーム

本村農業の近代化を推進する資金となる農協貯金に協力しましよう
目標額 2,500万円は是が非でも完遂しましよう

一、正月は新正月にいたしましよう
二、年末年始の虚礼はやめましよう
三、年末年始の宴会は自粛しましよう
四、家族本位の正月といたしましよう

完納

十二月は固定産税第三期の納期ですお忘れなく。なお十二月二五、二六、二七の三日間年末一斉徴収をいたします絶大な御協力をお願いいたします

国民年金法はどう改正されたか

今回の改正はこの制度における懸案のうち急を要するものを一応解決しこの制度を更に充実前進させるための地固めをしたことであります。従つてこの改正案を審議した参議院社会労働委員会は今後の問題として政府に対し改正案に対する十三項目に亘る附帯決議を行ひ。すみやかに検討するよう要求しています。その附帯決議を二、三拾つてみますと

一、各年金の年金額を大幅に引上げること。
二、大巾な国庫支出を行うこと。
三、夫婦とも福祉年金を受ける場合の減額制度を廃止すること。
四、内科疾患に基づく障害に対しても障害年金。障害福祉年金を支給すること。

等でありますが。国民年金制度は今後益々強固なものにし我が国の所得保障の分野における中核体として人の一生に例へどのようなことがおこつても年金のおかげで安心して暮せるだけの立派なものに整備されるものを確信しているのであります。

さて今回の改正ではどのようなことが改正されたか。十三項目の改正点の内今回は六項目について簡単に説明致します。

一、六十才からの繰上げ老令年金
老令年金の支給開始年令は六十五才になつていますが早期受給を希望する被保険者には六十才以後はいつでも支給できるようにしました。但しこの場合は当然支給開始時の年令に応じ幾分減額された金額となる。

二、保険料免除者のための特令年金
保険料を納めることができなくて長い期間保険料の免除を受けた人でも六十五才から七十才まで特例の老令年金が支給されます。即ち一年や二年でも納付期間があれば拠出制の老令年金と同じように五千円以上九千円までの年金が支給されるのです。

三、新に準母子（福祉）年金
どういうのが準母子世帯かと言ひますと。
1祖父が死亡した場合にその妻である祖母が孫と生計を同じくしている世帯
2息子が死亡した場合に独身の祖母が孫と生計を同じくしている世帯。
3夫が死亡した場合にその妻である姉が自分の弟妹と生計を同じくしている世帯。
4父が死亡した場合にその子である独身の姉が自分の弟妹と生計を同じくしている世帯。
まだ他に例がありますがこの場合拠出制の準母子年金と。準母子福祉年金とがあり。前者は保険料納付済期間によつて。年金額が違うが後者は保険料の納付期間を問わず。基本額一万二千円に子供二人目から一人につき二千四百円を加算したものが支給される。

四、ずつと短くなつた障害母子年金等の受給資格期間
障害年金。母子年金。準母子年金。遺児年金のそれぞれについて事故が発生した月の前の一番近い基準月の前月まで。引きつづき一年間がすべて保険料納付済期間で満されている場合にこれらの年金が受けられることになり。従つて免除期間があつてもいけないことになつていますが。免除を受けている人については別途補償的福祉年金が支給されます。

五、かけ捨て防止の死亡一時金
死亡一時金は被保険者の死亡に際して遺族に支給する葬式費的なものでありますが、保険料を三年以上納めた人が死亡したときに支給されます。支給される遺族の範囲は配偶者。子。父母孫。祖父母。兄弟姉妹の順になつており。死亡した人の死亡の当時その人と生計を同じくしていた者に限られ保険料の納付期間に応じて五千円から五万二千円が支給されます。

六、末支給年金の支給範囲の拡大
死亡した受給権者が生前受けるべき時期のきている年金を支給受けずに死亡した場合は。その遺族が請求して受給することができるその範囲は配偶者。子。父母。孫。祖父母。兄弟姉妹の順になつています。但しこの場合注意しなければならないことは。拠出制年金の場合はこの請求の時効期間は五年あり又受給権者が死亡前裁定請求もせず死亡した場合も遺族が自己の名で裁定請求ができるのに対し。福祉年金は。受給権者が死亡してから起算して六ケ月以内に請求しなかつたら。権利を失ひ。又受給権者が裁定請求をせず死亡した場合はその遺族は、もはや請求できないことになつています。

九州婦人大会に参加して

村婦協長　塩月みどり

十月三日四日、鹿児島県の指宿市で、第十三回九州地区婦人大会が開催され、宮崎県からも五十六名の市町村会長が出席し、私もその一員として参加いたしました。

第一日目は講演「NHKニュース解説員、松宮克弥氏」、研究発表「佐賀、熊本、鹿児島各県代表」と、分科会でした。この中分科会の内容について要点だけを記します。

第一分科会「婦人会は地域を明るくするために政治をどのように活用したらよいか。

㈠公明選挙について

1学習の中に選管の話し合いを利用し意義を深めるべきである。

2選挙当時のみでなく常時各種団体との連繋をもつて運動に参加しなければならない。

㈡婦人議員及び各種委員について

1婦人の課題として、又今後の婦人の政治に対する関心を高める意味においても各議員に多くの婦人を送らねばいけない。けれど実態は多くの困難点をもつている。

◇婦人自体が婦人選出に反対する。

◇前夜で選挙状態がひつくりかえる。等々

㈢学習活動

1婦人学級やその他の学習計画の中に政治に関する内容をもつと多く取り入れてゆく。

2一人一人が日常生活をよくみつめ、政治との関連を考えつつ常時学習し、研究を進めなければならぬ。

◇市町村議会の見学、市町村長の施政方針とその実際を聞く。

3政治と生活を直結させ、家庭経済の向上を計る。

第二分科会「会員の家庭経済を明るくするために婦人は、どのように活動すべきか」

㈠消費生活面の活動

1家庭経済を明るくするために、主婦が財布をにぎるその手段として

◇家計簿を記帳する。

◇物価の認識を深め、社会の経済変動を具体的に知る

㈡生活面の活動について

農基法が制定されたが、問題はこれによつて農家の経済が「どうなるか」、ではなくて農家の経済を豊かにするためには、今後「どうすべきであるか」ということについて研究努力しなければならない。

1家の経済を豊かにするために積極的に生産問題について研究努力すべきである

2生産活動は地域市町村農協などと経済自立化運動につながるものでありたい。

◇生産面の学習としては、養豚、養鶏、家庭、菜園、果樹、園芸、輸出向編物など

◇生活面の学習は、因習打破、行事の簡素化など

◇合理化面では、我が家の生活を反省し、科学化すること

第三分科会「青少年を健全育成のためには婦人会はどのように活動したらよいか」

各県とも青少年の不良化が激増しているようである。その主な原因は、消費ブームにそそられた消費欲からの、せつ盗、非道徳な社会悪への誘惑による性的非行暴力行為などである。これは単なる呼びかけや規則で解決するものでなく、青少年自身の自覚と、家庭、社会の自覚と強力な青少年育成への積極的な働きかけが必要である。故に婦人がもつと大きな役割と家庭教育の重要性が強調され、次のような具体例が各県から発言された。

◇婦人会の例会で必ず青少年問題について連絡をしあつて検討している。

◇父母揃つて読書グループを作つて青少年問題についての理解を深めるため読書をなし、読後の感想を話し合う。

◇婦人学級などで「青少年問題」「子供のしつけ」などの研究を深める。

◇町村の末端まで親子会を結成して両親とも出席し楽しい集いの中に子供らを知り、そしてこれを善導している。

◇青少年健全育成は男子成人の協力が必要であるので、男子成人教育を要望し強力な働きかけをしている。

※　各県とも「子供会」「親子会」、といつた形でグループが組織されていて、これに対し直接補導の任に当り、相談役となつているようである。

◇躾は家庭教育が大部分、その責任を負うべきだとされているので、家庭にもつと宗教的雰囲気が望ましい。

◇部落ぐるみの指導体制を整え、我が子を愛する気持ですべての子供を愛し導くようにしたい。一寸した事をみて悪者扱いにせず、その場で温い気持でへだてなく導きたい。

以上が第一日目の分科会で討議された要点であります

第二日目は、午前中分科会のまとめと、全体討議、議題は「婦人団体と地域活動」でした。

全体討議の、婦人団体の地域活動では、

◇婦人団体の地域活動は、学習と行事と奉仕である社会教育は奉仕活動が大切である、然しこれも経費の裏付けがなければ、せちからい今日では会員の活動が思うように出来ない

◇男性の理解が必要である等の意見が出ました。

最後にソ聯、アメリカに対して、原水爆実験を中止していただくよう、九州地区婦人大会の名に於て決議しその決議書を両国に発送することとしました。

以上が大会の概要でありますが、県は異つても同じ主婦が母親が同じ問題に取りくんで、互に意見を交して二日間勉強の出来ましたことはほんとうに有意義であつたと思つております。

文化祭寸景

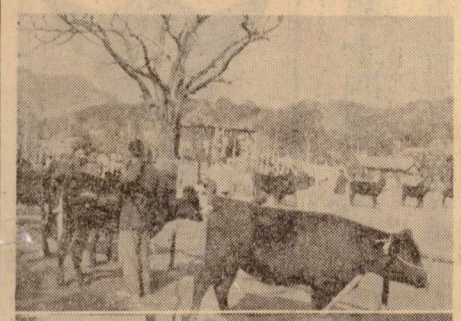

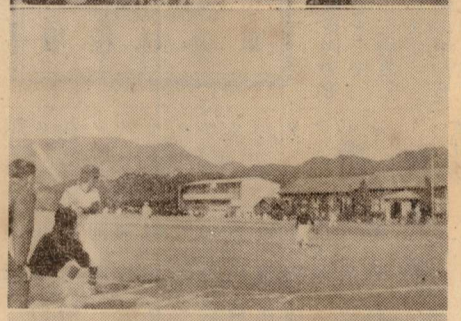

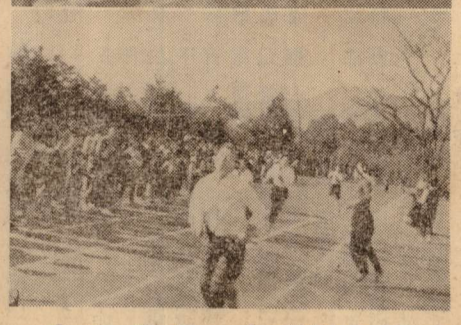

①畜産展　④学童ソフトボール
②婦人室　⑤婦人継走
③学童作品室

農業委員会便り

農地相談　其五

問　水田の水不足に伴ない私の田が引水している河川（普通河川）から一米位離れたところに貯水池を掘りそこから土管で引水するよう工事をしています。これができると下流の私の田はほとんど水がこなくなるでしょう。こんなことをしていいのでしようか。もとどおりするように、請求が出来ますか。

答　川の水を沿岸の農家がかんがいに利用することは昔から一般に行はれている慣習、水を利用している者は、この慣習により水利権をもつとされています。あなたは永年にわたつて、この川の水を利用して水田を作り周囲の人々もこれを当然の権利として何の争いもなくすごしている場合にはあなたは水利権をもつと云へます。もつとも、慣習による水利用は、合理的なものでなければ、権利として認められません。

たとへば、必要以上の水量を河川から引用することが慣習として行なわれている場合には、水利権の範囲は必要水量に限定されます。したがつて相手の引水によつてあなたが従来取水してきた水量よりも減ずることがあつても、それが必要量の引水に影響しないのであれば、ただちに権利の侵害になるとはいえません。必要水量の引水を妨げる場合には水利権の侵害として相手方の施設を取払うよう訴えることができます。

以上は貯水池の水をこの川から取入れたものとして述べましたが、川から一米離れたところに池を掘ると川の伏流水が池にたまることが考えられますから、この伏流水の取水によつて、あなたが必要な水がとれなくなる場合には、同様に水利権の侵害を裁判所に訴へることができます。

ところが人々が共に水を有効に利用していくためにはお互いが譲り合い、協力しなければならぬ場合が多いのです。そのためには裁判に持込む前に県の耕地課や農地課又は農業委員会に調停を依頼されることがよいと思います。

其の六

問　私は地目は田ですが数十年前から採草地として利用してきた土地を最近開田して引水路の手入れをしました。ところが下流の耕作者は、私に水利権がないといつて本流と引水路の間をせき止めるのです。この引水路は公図にも書かれているので私にも、引水できると思いますが。

答　水利権というものは、抽象的、観念的な権限ではなくて、現実に水を利用する事実を内容としてきめられ、水の具体的支配と不可分の権利ですから、単に公図の上に記載があるからといつて水利権があるとはいえません。

ここにいう水利権の本質をどう考えるかによつて理由は変つても結論としては水利権を主張することはむづかしいでしよう。

すなはち、この水利権を民法二八〇条にいう、地役権に基づくものといたしますと、地役権は二十年で消滅時効にかかりますから、あなたが数十年にわたつて全く引水の事実がなく、水路の手入れなど引水に必要な管理を怠つている場合には下流耕作者に消滅時効の成立を主張されることが考へられます（民法一六七条および民法二九一条。

次にこの水利権を慣行による場合としますと前と同様に二十年間の消滅時効にかかるとする考へ方と、社会通念上あなたが水利権を放棄したのだと考へて二十年をまたなくても、水利権は消滅しているとする考え方があります。

話合いがつかないときは、民事調停法による農事調停を地方裁判所に申立てると水利の問題であつても斡旋調停してくれます。

児童扶養手当法とは　どんな制度か

さきの臨時国会で生別の母子世帯などにたいする「児童扶養手当法（十一月二十九日法律第百三十八号）が成立して十二月一日から請求の受付来年一月一日から手当ての支給を始めることになりました。母子世帯は社会的にも経済的にも多くの重荷を背負い恵まれない日々の生活にあえいでいるのが実情であります。

そこでこれらのこどもをかかえた母子世帯の生活をこの「児童扶養手当」によつて援助しこどものしあわせをはかろうというものです制度の主もな内容はつぎのとおり

〔支給対象〕次のいづれかに該当する十六才未満の義務教育終了前のこどもを扶養する母又はその他の現にこどもを養育している者にたいし支給する。①父と母が離婚し、父の扶養を受けていない子。②父が死亡した子。③父が重い身体障害者であるとき。④父の生死が明らかでない子。⑤父が一年以上遺棄している子。⑥その他これらに準ずる状態にある子。

〔支給額〕手当額は月を単位として一人につき八百円二人のときは千二百円とし三人以上であるときは千二百円に一人につき二百円を加算した額とする。

〔支給停止と条件〕つぎの場合には支給しない。

①扶養者（母）が前年に年額十三万円（こども一人につき三万円を加算する）以上の所得があつたとき。②扶養者に配偶者があるとき配偶者の所得につき前年に所得税を納めたとき。③受給資格者の扶養義務者が前年に標準世帯（五人家族）で五十万円でいど以上の所得があつたとき。④扶養者がこどもの扶養に関して国民年金その他の公的年金などの支給を受けているとき⑤母が再婚したとき。⑥こどもが児童福祉施設に収容され、または里親に委託されているとき。など、来年一月から三月までの分は三月に支給するが、その手続は町村役場に申請書を出し、県知事が認定して郵便局の窓口で支払うことになるわけで、申請をしなければ、手当ては支給されない。なお児童扶養手当についてのくわしいことは役場厚生係にお問合せ下さい。

宮崎行政監察局だより

行政に対する不平不満は申し出でて下さい。

国の行政で、その取扱いに納得がいかないこと、不公平な取扱いされたこと、公務の不親切、行き過ぎ、不正不当により迷惑をうけたことなどありましたら遠慮なく宮崎行政監察局か本村の行政苦情相談協力委員に申出で下さい。

宮崎行政監察局は宮崎市別府町十一です。

本村の行政苦情相談協力委員は福瀬の田辺清吉さんです。

中学生は親をどんなに見ているか

◎お父さんの「えらいなあ」と思う点

㋑お父さんは、いつも早起きし、病気をしないで、よく働き、グチをこぼさない

㋺昔は大好きだつた酒を、最近一適も飲まない。

㋩母がけんかをしても相手にならない。

㋥他人の事をいやといわないで、力にならうとする。

◎お母さんの「えらいなあ」と思う点

㋑よく働き、がまん強い。

㋺とても辛棒強く、仕事は最後までやる。

㋩何か買う時、自分の物はがまんし、ほかの者に買つてやる。

㋥ひとの気持を察し、家の中を明るくするのが上手である。

㋭きちようめんで、きれい好きである。

㋬父に叱られても、歯を喰いしばつてがまんする。

◎お父さんのなおしてもらいたい点

㋑自分の思うようにならないと、一日中プンプンしている。

㋺父の叱り方はシャクにさわることが多い。

㋩約束を守らない。

㋥一人で楽しむくせがある

㋭もつと話し合う時間がほしい。

㋬雨が降つて、道が悪いと言つては怒り、村に何があつても怒り、怒りつぽくてしようがない。

㋭もつと、お母さんのいうことを聞き、大事にすると

◎お母さんのなおしてもらいたい点

㋑グチが多すぎる。困つたことがあれば、家族会議を開いて相談すればよい。

㋺世間を、もつと知つてほしい。

㋩おつちよこちよいで、しやべりすぎる。

㋥もつと教養を身につけてほしい。

㋭しつこいのと、何かきめても、少したつと、すぐ忘れて、きめたことはないといばるのが欠点。

㋬何々を買つてやると言つておきながら、翌日になると、いつも気が変つてしまう、だから信用できない。

よい。

点滴

◇今年も十二月が訪ずれた月日の立つのは誠に早い、新春を寿いだのも昨日今日のように思はれるのに。「烏兎草々」の感、切々と迫つてくる。

◇古くから十二月を「しわす」と言つた。「師走」と書くから、生活がのんびりしていた時代でも、年の暮れともなれば、生活の安定していた、お師匠さんも、小走りする心の忙しさがあつたのだろう。それが「師走」の語源のようだ。

◇生活がめまぐるしく、せちからい現代では十二月どころか毎月毎月が「師走」の感がする。ここにも月日の流れが早く感ぜられる一つの原因はあるかも知れない。

昔も今も地球の公転には変りは無いのだけれど。

◇部落文化祭も村文化祭も所期の目的を達して終ることの出来たことは同慶に堪えない。しかし仔細に検討してみれば幾多の問題があるようだ。

村民の皆様の率直な声がきたい。ハガキにでも書いて送つていただければ幸甚だと思つている。

◇文化祭は村民の文化祭であるから、村民の方々が何を文化祭に求めているかを知つて来年度の文化祭を企画して、その前進をはかりたい。

何程の感慨もなく暮れにけり